

(目的)

第1条 この規程は、中部大学（以下「本学」という。）の安全保障輸出管理に係る輸出管理の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図り、もって国際的な平和及び安全を維持し、我が国の教育研究機関として国際的な安全保障に貢献することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学が行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 本学の教育職員、事務職員、研究員、その他本学に雇用される全ての者をいう。
- (2) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）及び当該法律に基づく政令、省令、通達等をいう。
- (3) 居住者 日本人にあっては本邦に居住する者及び本邦の在外公館に勤務する者を、外国人にあっては本邦にある事務所に勤務する者及び本邦に入学して6月以上経過している者を、法人等にあっては本邦にある日本法人等、外国の法人等で本邦にある支店、出張所その他の事務所（以下「事務所等」という。）及び本邦の在外公館をいい、外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年蔵国第4672号。以下「外国為替法令解釈運用」という。）6—1—5及び6に掲げるものをいう。
- (4) 非居住者 日本人にあっては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等を、外国人にあっては外国に居住する者、本邦に入学して6月未満の者（本邦にある事務所等に勤務する者を除く。）、外交官、国際機関の職員等をいい、外国為替法令解釈運用6—1—5及び6に掲げるものをいう。
- (5) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

- (6) 貨物の輸出 外国向けに貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (7) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (8) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (9) リスト規制技術 規制技術等のうち、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の第1の項から第15の項までに該当する技術をいう。
- (10) リスト規制貨物 規制技術等のうち、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の第1の項から第15の項までに該当する貨物をいう。
- (11) リスト規制技術等 リスト規制技術及びリスト規制貨物を合わせたものをいう。
- (12) キャッチオール規制 外為令別表の第16の項に定める技術及び輸出令別表第1の第16の項に定める貨物が、大量破壊兵器又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (13) キャッチオール規制技術等 規制技術等のうち、外為令別表の第16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の第16の項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (15) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (16) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の第1の項に該当する貨物をいう。
- (17) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (18) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。
- (19) 基礎科学分野の研究活動 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。
- (20) 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。
- (21) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4 貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わないこと。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得すること。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図ること。

(責任体制)

第5条 本学に、適切な輸出管理を実施するための体制として、次の管理責任者を置く。

一 最高管理責任者

本学の輸出管理に係る業務を適正かつ円滑に実施する措置を講じ、運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者は、学長をもって充てる。

二 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、輸出管理業務を統括する統括管理責任者は、学長が指名する副学長をもって充てる。

統括管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) この規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関すること。
- (3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録の保存に関すること。
- (4) 特定類型該当者の把握に関すること。
- (5) 全学的な輸出管理業務の統括及び全学への徹底事項の指示、連絡、要請等に関すること。
- (6) 輸出管理業務の監査に関すること。
- (7) 安全保障輸出管理教育に関すること。
- (8) 本学の関係部局等の長に対する輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施及び改善措置等の命令に関すること。
- (9) 経済産業省への輸出管理業務に係る許可申請手続に関すること。
- (10) 輸出管理業務を補佐する輸出管理コーディネータを任命すること。

三 輸出管理責任者

統括管理責任者を補佐し、輸出管理業務に関する事務を行う為、輸出管理責任者を置き、研究支援部長をもって充てる。

輸出管理責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 統括管理責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する事。
- (2) 事前確認シートの承認、該非判定の確認に関する事。
- (3) 輸出管理手続業務の推進に関する事。
- (4) 安全保障輸出管理教育に関する事。
- (5) 経済産業省の輸出管理業務に係る相談及び事務手続に関する事。

(輸出管理委員会)

第6条 本学に、輸出管理に関する次の事項を審議するため、輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) この規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 輸出管理業務の監査に関する事項
- (4) 教職員等に対する安全保障輸出管理教育及び啓発活動に関する事項
- (5) その他輸出管理に関し必要な事項

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 大学事務局長
- (5) 輸出管理責任者
- (6) 学長が指名する者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(事前確認)

第7条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出（以下「輸出等」という。）を行おうとする場合は、別途定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び技術の提供における例外規定（公知の技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について輸出管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シ

ート」による事前確認を省略することができる。

(該非判定)

第8条 教職員等は、前条の事前確認において取引審査の手続が必要とされた場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、当該技術又は当該貨物がリスト規制技術等に該当するかについて確認を行い、別途定める「該非判定票」を起票し、輸出管理責任者の確認を得なければならない。

2 該非判定は、次の方法により行うものとする。

- (1) 学内で研究・開発した技術又は貨物の輸出等を行おうとする教職員等は、必要な技術資料等を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術等に該当するかを該非判定する。
- (2) 学外から入手した技術又は貨物輸出等を行おうとする教職員等は、入手先から該非判定書を入手する等の方法により、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。

(用途確認)

第9条 教職員等は、取引審査が必要とされた場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、当該技術又は貨物の用途について、契約書や入手した情報等により、大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、用途に関する情報を需要者以外から間接的に得ている場合は、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第10条 教職員等は、取引審査が必要とされた場合又は取引審査を行うことが明らかな場合は、当該技術又は貨物の需要者等について、契約書や入手した情報等により、以下の項目に該当するかを、別途定める「需要者」チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者に関する情報を需要者以外から間接的に得ている場合は、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある場合
- (2) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されている場合
- (3) 大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料

等に記載されている場合又はその情報がある場合

- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに準ずる機関、又はこれらの所属者である場合
(取引審査)

第11条 教職員等は、第7条（事前確認）において取引審査の手続が必要とされた場合又は輸出等を行おうとする際に次の各号に該当することが明らかな場合は、別途定める「審査票」を起票して輸出管理責任者による一次審査及び統括管理責任者による二次審査を受け、当該取引について承認を得なければならない。

- (1) 提供する技術がリスト規制技術に該当する又は輸出する貨物がリスト規制貨物に該当する。
(2) 提供する技術若しくは輸出する貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられる、用いられるおそれがある若しくは用いられる疑いがある又はその他の軍事用途に用いられる若しくは用いられる疑いがある。
(3) 第10条第1号から第4号のいずれかに該当する。
(4) 提供しようとしている技術又は輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器等の開発等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知（インフォーム）を受けている。

- 2 「審査票」には、輸出等に係る仕向地、技術・貨物の名称、該非判定の結果、需要者、用途、取引経路等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第12条 前条第1項における承認により、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括管理責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請に必要な書類は、輸出等を行う教職員等が作成する。なお、作成する書類は事実に基づき正確に記載しなければならない。

- 3 輸出等を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を得ない限り当該輸出等を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第13条 教職員等は、技術の提供を行う場合は、第7条に規定する事前確認及び第11条に規定する取引審査の手続が行われたことを確認しなければならない。この場合において、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供を行うときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。ただし、第7条の事前確認により取引審査の

手続が不要と承認された場合には、第11条の取引審査手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第14条 教職員等は、貨物の輸出を行う場合は、第7条に規定する事前確認及び第11条に規定する取引審査の手続が行われたこと、並びに当該貨物（自ら海外に持ち出す手荷物を含む。）が当該輸出の手続に係る書類の記載内容と同一のものであることを確認しなければならない。ただし、第7条の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第11条の取引審査手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出を行う場合は、当該許可を得ていることを確認しなければならない。

- 3 教職員等は、貨物の輸出を行う場合に前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

- 4 教職員等は、通関時において事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。

- 5 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、統括管理責任者、輸出管理コーディネータ等と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(監査の実施)

第15条 統括管理責任者は、本学における輸出管理が、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(指導)

第16条 統括管理責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(安全保障輸出管理教育)

第17条 安全保障輸出管理教育は、教職員等を実施し、最新の外為法等、この規程及びこの規程に基づく定めを理解させ、遵守させるために行う。

- 2 安全保障輸出管理教育は、統括管理責任者が、各学部長等の協力を得て、教職員等に教授会等の場を通じ計画的に実施する。

(文書管理及び記録媒体の保存)

第18条 規制技術等の輸出等に係る文書、図面又はその電磁的記録媒体は、技術が提供され

た日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

(報告及び判定)

第19条 教職員等は、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに輸出管理責任者にその旨を報告しなければならない。

2 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、当該報告の内容を調査し、外為法等、この規程又はこの規程に基づく定め違反している事実又は違反していたおそれがあることが判明したときは、遅滞なく統括管理責任者にその旨を報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、前項の報告があった場合は、違反の有無及び程度を審理し、判定を行い、最高管理責任者にその旨報告しなければならない。

(裁定)

第20条 最高管理責任者は、前条の判定が行われた場合は、違反の有無及び程度について裁定を行う。

2 最高管理責任者は、違反が確認された場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、再発防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(懲戒)

第21条 故意又は重大な過失により違反した者に対する懲戒処分等は、学校法人中部大学就業規則の定めるところによる。

(事務)

第22条 輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、研究支援部において処理する。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2023年1月18日から施行し、2022年5月1日から適用する。

2 中部大学安全保障貿易管理規程（平成27年4月1日制定）は、廃止する。